平成２１年（フ）第１６６７号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張5025番地の６
債務者　鈴木比呂志
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平谷　優子
4　破産債権の届出期間　平成21年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月２日午後４時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７７０号
兵庫県加古川市平岡町新在家96番地の２　サンライフＴ・ＯＮＥ102号、従前の住所兵庫県加古川市東神吉町西井ノ口530番地の14
債務者　岡田　安子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原美由希
4　破産債権の届出期間　平成21年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月19日午前11時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年１月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１３３号
北海道滝川市江部乙町西11丁目１番52号
債務者　後藤　正美
1　決定年月日時　平成21年10月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１６５号
沖縄県うるま市与那城照間866番地
債務者　田場　　浩
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　祐介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年12月21日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第８１６６号
大阪府豊中市南桜塚３丁目２番７号、前住所大阪府豊中市北桜塚４－８－３－302
債務者　富永知宏こと　夫　　南杓
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山形　康郎
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２３１４号
福岡市博多区住吉４丁目17番20―1204号
債務者　浦沢　由夏（旧姓川﨑）
1　決定年月日時　平成21年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４９９号
函館市日吉町１丁目２番15号
債務者　亀山由美子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５０８号
函館市山の手３丁目47番13号
債務者　佐藤　耕平
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５０９号
函館市山の手３丁目47番13号
債務者　佐藤　裕子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５１４号
函館市榎本町23番６号
債務者　田辺　　章
1　決定年月日時　平成21年11月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２４０号
群馬県館林市青柳町1887番地　松本アパート－１
債務者　山村　　満
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２４１号
群馬県館林市青柳町1887番地　松本アパート－１
債務者　山村　佳子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第８３８号
愛知県清須市寺野花園70―２、住民票上の住所愛知県清須市寺野元町212番地
債務者　村瀬　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８０７号
名古屋市中川区小本本町３丁目220番地
債務者　平田　光幸
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８３６号
愛知県知多郡東浦町大字石浜字三本松１番地の１　県営東浦住宅２街区19棟405号
債務者　山元久美子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９６０号
名古屋市中川区戸田明正２丁目2901番地　県営戸田北住宅２棟305号
債務者　鈴木　育代
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部